

平成 22 年における 特許審決取消訴訟の概況

会員・弁護士 川田 篤, 弁護士 井上 義隆*



平成 22 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に知的財産高等裁判所により言い渡され、裁判所ホームページに掲載された特許審決取消訴訟に係る判決を調査した。本稿において、その概況を報告する。

まず、いわゆる当事者系（無効審判）に係るものを「第 1」において紹介する。次に、いわゆる査定系（拒絶査定不服審判）に係るものを「第 2」において紹介する⁽¹⁾。

第 1 当事者系の審決取消訴訟の概況

平成 22 年度の特許無効審判に係る審決取消訴訟の概況は、次の表 1 のとおりである⁽²⁾。無効審決及び請求不成立審決のそれぞれについて、無効審判請求の事件番号を単位として、取り消された審決の件数、維持された審決の件数を各部ごとに積算した。

そして、特許権者からみて有利な件数（無効審決の取消件数と請求不成立の維持件数）と、不利な件数（無効審決の維持件数と請求不成立の取消件数）と、その率を算出した。なお、特に進歩性を無効理由として判断したものについても同様の作業をしている。

平成 22 年を通じて裁判所の構成が必ずしも同一ではなく、事案の内容も多様である。したがって、これ

らの数値は、あくまで参考にすぎない。それでも、各部の間に特許の有効性の判断についてばらつきがあるのは、その判断が、技術的要素を背景としながらも、単なる技術的判断ではなく、特許権者と第三者との間の微妙な利益衡量が求められることによるのであろう。

近時、知財高裁第 3 部の平成 21 年 1 月 28 日の判決など⁽³⁾において、特に進歩性の有無の判断に関する基準として、引用発明から特許発明に至る動機付けが引用例などにおいて示唆等がされていることを重視する基準が示された。そのため、各部において、動機付けを重視する基準を意識した判断がされている。しかし、各部の判断自体をみると、示唆等の有無のみで一刀両断にしているわけではない。すなわち、引用例における示唆以外にも、周知技術などをもある程度考慮しながら、事案ごとに柔軟な判断がされている。

以下、平成 22 年の知財高裁の当事者系の特許審決取消訴訟の裁判例を無効理由ごとに分類しながら、概観する。全体的にみて事例判断も少なくない。しかし、無効理由として何が問題となるかという点の参考として、なるべく多くのもを本文又は脚注に引用した。

表 1 平成 22 年の特許審決取消訴訟（当事者系）の概況

判決	無効審決 36 件		請求不成立 58 件		特許権者に有利・不利		
	取消 (進歩性)	維持 (進歩性)	取消 (進歩性)	維持 (進歩性)	有利 (進歩性)	不利 (進歩性)	有利な率 (進歩性)
知財 1 部	1 件 (0 件)	6 件 (5 件)	2 件 (0 件)	11 件 (7 件)	12 件 (7 件)	8 件 (5 件)	67% (58%)
知財 2 部	3 件 (2 件)	9 件 (9 件)	3 件 (3 件)	2 件 (1 件)	5 件 (3 件)	12 件 (12 件)	29% (20%)
知財 3 部	5 件 (3 件)	6 件 (5 件)	4 件 (3 件)	19 件 (15 件)	24 件 (18 件)	10 件 (8 件)	71% (69%)
知財 4 部	2 件 (2 件)	4 件 (4 件)	7 件 (7 件)	10 件 (10 件)	12 件 (12 件)	11 件 (11 件)	52% (52%)
合計	11 件 (7 件)	25 件 (23 件)	16 件 (13 件)	42 件 (33 件)	53 件 (40 件)	41 件 (36 件)	56% (53%)

* 大野総合法律事務所

1 進歩性について

進歩性に係る審決取消理由としては、①発明の要旨の認定の誤り、②引用発明の認定の誤り、③一致点又は相違点の認定の誤り、④引用発明の組合せの容易性の判断の誤りが主なものである。いずれも結論に影響を及ぼすおそれがある必要がある。

(1) 発明の要旨の認定の誤り

発明の要旨の認定を誤れば、無効理由を判断する対象に誤りがあることになり、ひいては無効理由の判断にも誤りがあることになる。

発明の要旨を限定して認定すれば、それだけ公知発明との相違が認められやすくなるが、明細書の記載などによる限界がある。この点について、知財高判（4部）平成 22 年 2 月 3 日（平成 21 年（行ケ）第 10113 号）〔X線異物検査装置事件〕は、「方持ちフレーム」との用語を明細書の発明の詳細な説明を考慮しても狭く限定して解釈することはできないとして、狭く発明の要旨を認定した審決を取り消した。

審決取消訴訟の係属中に訂正審決がされた場合には、原則として、発明の要旨の認定に誤りがあることになる⁽⁴⁾。ただし、最近では、訂正審判請求を理由とする差戻決定の制度（特許法 181 条 2 項）があるため、訂正審決による発明の要旨の変更を理由とする取消判決はまれにしかみられない⁽⁵⁾。

なお、請求不成立審決に対する審決取消訴訟の係属中に訂正審決がされた場合の扱いについては、最高裁の立場は必ずしも明らかではないとされる⁽⁶⁾。

この点について、近時、知財高判（1部）平成 22 年 11 月 30 日（平成 21 年（行ケ）第 10381 号）〔安全後退用針を備えたカニューレ挿入装置事件〕は、請求不成立の審決について、①訂正後発明の無効理由について訂正審決において実質的に特許庁の判断が示されていること、及び、②当事者双方に異議がないこととの要件を満たすときは、発明の要旨の変更を理由として審決を取り消す必要はないとして、訂正後の発明について判断をしている⁽⁷⁾。

(2) 引用発明の認定の誤り⁽⁸⁾

ア 引用発明の認定の広狭

引用発明を広く認定すれば、特許発明と一致する可能性が高くなるが、技術常識を考慮するにしても限界がある。

例えば、知財高判（3部）平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10112 号）〔樹脂積層体事件〕は、

引用例記載の発明（カーボネート基及びカルボン酸）を一般化して広く引用発明（カルボニル基）を認定した無効審決を取り消した。

イ 引用発明の実施可能性の要否

引用発明は、実施可能であることを必要とするかどうかについては議論がある⁽⁹⁾。

この点について、知財高判（1部）平成 22 年 8 月 19 日（平成 21 年（行ケ）第 10180 号）〔4—アミノ—1—ヒドロキシブチリデン—1, 1—ビスホスホン酸又はその塩の製造方法及び前記酸の特定の塩事件〕は、実施可能であることが必要であるとの立場を採用している。すなわち、「『刊行物』に『物の発明』が記載されているというためには、同刊行物に当該物の発明の構成が開示されていることを要することはいうまでもないが、発明が技術的思想の創作であること（同法 2 条 1 項参照）にかんがみれば、当該刊行物に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその技術的思想を実施し得る程度に、当該発明の技術的思想が開示されていることを要する」とする。

(3) 一致点・相違点の認定の誤り

一致点及び相違点の認定については、相違点の認定を明確にしないまま無効審決をした事例について、無効理由とまではいえなとした事例がある⁽¹⁰⁾。

(4) 容易性の判断の誤り

ア 相違点に係る構成の認定

主たる引用発明との相違点に係る構成を他の引用例から認定することができないときは、技術常識などから、その相違点が設計的変更にはすぎないものと認められない限り、引用発明から容易に発明をすることができたものとは認められないとされる⁽¹¹⁾。

イ 動機付け

近時、引用発明から特許発明に至ることが容易かどうかについて、引用例などにおける示唆を重視する傾向がある⁽¹²⁾。

この動機付けについての各裁判例を分析すると、次のように分類することができる。

〔容易であるとするもの〕

① 引用例の示唆を重視せず、周知技術に係るかどうかも問題とすることなく、技術分野や課題の共通性から容易であるとするもの

これのみを理由として、進歩性がないとする事

案は比較的少ない⁽¹³⁾。

- ② 引用例に示唆があるので、容易であるとするもの

引用例自体に示唆があることは実際にはそれほど多くはないことによるのか、示唆があることを理由として容易であるとする事案も多くはない⁽¹⁴⁾。

なお、「示唆」という用語を用いなくとも、同様の判断をしているとみられる事案もある⁽¹⁵⁾。

- ③ 引用例には示唆がなくとも、周知技術に係ること（周知の構成、周知の課題など）から、容易であるとするもの

この③の理由により、進歩性がないとする事案は多くみられる⁽¹⁶⁾。

[容易でないとするもの]

- ④ 引用例には示唆がないので容易ではないとするもの

この④の理由のみにより進歩性があるとするものが、近時、比較的、多くみられる⁽¹⁷⁾。

- ⑤ 引用例には示唆がなく、周知技術にも係らないので容易ではないとするもの

示唆のみならず、周知技術にも係らないことに言及するものもいくつかみられる。それは、審決が周知技術や技術常識をも引用して進歩性についての判断をしているか⁽¹⁸⁾、当事者がそのような主張をしていること⁽¹⁹⁾にもよるものと思われる。

これらの裁判例をみると、引用例における示唆の有無に対する意識が感じられる。

ただし、示唆の程度をどこまで要求するかにより、結論は異なり得る。

また、引用例に示唆があるとは限らない。そのような場合にも、前記③の裁判例のように、周知の構成に係ること、周知の課題であることなどから動機付けが導かれるとするものも少なくない。なお、相違点が周知の構成に係ることは、その周知の構成を相違点に適用することが容易であると認められるための事情にとどまる⁽²⁰⁾。事案によっては、相違点に係る構成が周知であることを主張するだけでは足りないであろう。例えば、技術常識からみて周知の構成を適用することが極めて容易であるとか、引用発明と多くの構成が一致する公知発明において周知の構成を採用したのがあるなど、動機付けを補強する事情が必要なこともある。

ウ いわゆる阻害要因

いわゆる「阻害要因」との用語の意義については、必ずしも明らかではない⁽²¹⁾。

近時の裁判例においては、組合せ自体の技術的困難性のみならず、引用発明を組み合わせると引用発明自体が実現しようとしている効果が阻害されることを「阻害要因」とするものがいくつかみられる⁽²²⁾。

しかし、引用発明の組合せにより本件発明の効果が実現される限り、引用発明自体の効果が阻害されても直接の関係はないという見方もあり得る。

近時の裁判例の傾向を善解すれば、引用発明自体の効果が阻害されることが、組合せを躊躇させる消極的な動機付けになるという程度の意味で「阻害要因」が用いられているともいえる。

エ 顕著な効果

進歩性を肯定する理由として、顕著な効果を認定することはあまりみられない。この点、知財高判（4部）平成 22 年 8 月 4 日（平成 22 年（行ケ）第 10028 号）〔和風洋生菓子の製造方法とその包装方法事件〕は、動機付けの点のみならず、餅生地を用いて、餅生地が途中でちぎれることなく、ケーキスポンジを包み込み、そのケーキスポンジが台座の働きをすることで、多量のクリームを包み込んでも、製造時や運搬時の扱いを容易にしたという顕著な効果がある点も考慮している比較的可成りな事例である。

なお、顕著な効果は、発明の要旨の一部において認められるだけでは足りず、そのすべてにわたり認められる必要があるとする事例もみられる⁽²³⁾。

(5) それ以外の点

ア 「頒布」された刊行物

進歩性の判断は、公然知られた発明（特許法 29 条 1 項各号）に基づいてなされる。知財高判（3部）平成 22 年 6 月 29 日（平成 21 年（行ケ）第 10323 号）〔洗濯機の検査装置事件〕は、大手家電メーカーのテクニカルガイドについて、明示にも黙示にもサービス業者に秘密保持義務は認められないとして、同ガイドを「頒布」された刊行物（特許法 29 条 1 項 3 号）に当たらないとした審決を取り消した。

イ 分割要件違反

特許発明が分割出願に係るものである場合において、分割要件違反が認定されると、進歩性が認められないことが多い。それは、進歩性の判断の基準時

が、原出願の出願時から分割出願時まで繰り返されることによる（特許法 44 条 2 項本文）。

分割出願に係る発明が原出願の当初明細書などに記載されているかとの要件について、知財高判（3 部）平成 22 年 2 月 25 日（平成 21 年（行ケ）第 10352 号）〔折畳コンテナ事件〕は、一般論として、「本件特許発明が、原出願に係る当初明細書、特許請求の範囲及び図面に記載されているか否かを判断すれば足りる」とし、原出願に開示された発明を限定的に認定した審決を取り消した。

ウ 審決取消訴訟における新たな無効理由の主張

審決取消訴訟において、無効審判で主張されなかった無効理由を主張することが認められないことは、最高裁の昭和 51 年の大法廷判決⁽²⁴⁾において明らかにされている。

実務においては、当該大法廷判決の趣旨が十分に周知されていないためか、大法廷判決に反する主張も散見される。しかし、このような主張は、それ自体失当であり、審決取消事由とはなり得ない。

例えば、知財高判（3 部）平成 22 年 12 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10370 号）〔ケミカルメカニカルポリシングの操作をインシチュウでモニタするための操作及び方法事件〕は、原告（請求人）が無効審判で主張していない新たな無効理由の主張について、「審理対象外の事由に係る主張として失当である」とする。

また、知財高判（3 部）平成 22 年 8 月 31 日（平成 21 年（行ケ）第 10416 号）〔機器の電装品検査装置事件〕は、審決において撤回した進歩性に係る無効理由についても、審決取消訴訟において改めて主張することは認められず、そのような主張は、それ自体失当であるとする。

ただし、引用発明の有する技術的意義を明らかにするために、周知技術を主張し、立証することは認められるとされている⁽²⁵⁾。しかし、知財高判（1 部）平成 22 年 11 月 30 日（平成 21 年（行ケ）第 10381 号）〔安全後退用針を備えたカニューレ挿入装置事件〕は、新たな周知技術に基づく主張について、その周知技術の技術分野が引用発明の技術分野とも異なるなど、引用発明の持つ技術的意義を明らかにするためとは認められず、実質的に新たな無効理由を主張するものと認められるときは、そのような主張は許されないとする。

エ 独立形式の請求項の無効理由は従属形式の請求項の無効理由となるか

独立形式の請求項（いわゆる独立項）の無効理由は、当然に独立項をその構成に引用する従属形式の請求項（いわゆる従属項）の無効理由となるであろうか。

まず、2 以上の請求項がある場合には、請求項ごとに特許がされているものとみなされる（特許法 185 条）。そのため、従属項についても、独立項に付加された発明特定事項（特許法 36 条 5 項）を含めて、容易に発明をすることができたものであるかどうか判断される。

したがって、独立項の無効理由は、当然には従属項の無効理由とはならないのは当然と解される。この点を明確に判示するものがみられた⁽²⁶⁾。

2 それ以外の無効理由について

(1) 新規事項の追加について

新規事項の追加については、平成 20 年のいわゆる「除くクレーム」に関する知財高裁の大合議判決⁽²⁷⁾において基準が示された。その適用範囲は、次の裁判例にあるように「除くクレーム」に限られないものと思われる。

すなわち、知財高判（3 部）平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10175 号）〔高断熱・高気密住宅における深夜電力利用蓄熱式床下暖房システム事件〕は、数値限定をした補正について、上記大合議判決の判断基準を踏襲している。そして、数値限定が出願時当初明細書に記載されていないとしても、「高断熱・高気密」の意義を明りょうにしたにすぎず、新たな技術事項を導入するものではないとして、新規事項の追加に当たるとした無効審決を取り消した。

また、知財高判（3 部）平成 22 年 8 月 31 日（平成 21 年（行ケ）第 10403 号）〔洗濯機の脱水槽事件〕は、「その上下の全長より十分に小さな寸法の間隙」という発明特定事項は、その表現自体は出願当初明細書にはみられないとしても出願当初明細書のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項であるとする。

(2) 記載要件違反について

記載要件違反については、記載要件違反を理由として無効とした審決を取り消すものが数件見いだされた。これに対し、記載要件違反は認められないとした審決を取り消した判決は見受けられない。

ア 実施可能要件

実施可能かどうかは、技術常識をも踏まえて、当業者を基準として判断される。

このような判断手法は、例えば、知財高判（4部）平成 22 年 8 月 9 日（平成 21 年（行ケ）第 10440 号）〔合成樹脂製窓材事件〕にもみられる。すなわち、同判決は、外層及び内層の 2 層からなる樹脂製の窓材において、全層の厚みに対する外層又は内層の厚さを一定の範囲に限定して、内層が露出しないようにすることは、外層よりも内層を薄くすれば露出しにくくなるというような技術常識を考慮すれば、当業者において実施は可能であるとしている。

イ いわゆるサポート要件

いわゆるサポート要件の判断基準及び証明責任については、知財高裁の平成 17 年の大合議判決⁽²⁸⁾において判示されている。

知財高判（1部）平成 22 年 4 月 27 日（平成 21 年（行ケ）第 10296 号）〔赤身魚類の処理方法事件〕は、大合議判決の判断基準を踏襲した上で、「20～50 容積%の炭酸ガスと 50～80 容積%の酸素ガスとの混合ガス」とか、「5℃～10℃で 30 分～3 時間維持する低温処理工程」というような一定の幅をもった特許請求の範囲の記載を裏付けるだけの具体的な実施例がなく、サポート要件を満たさないとした。

ウ 明確性の要件

知財高判（2部）平成 22 年 3 月 24 日（平成 21 年（行ケ）第 10281 号）〔加工性の良い高強度合金化溶融亜鉛めっき鋼板とその製造方法事件〕は、明確性の要件について一般論として、「特許法 36 条 6 項 2 号にいう『特許を受けようとする発明が明確であること』とは、特許請求の範囲における構成の記載からその構成を一義的に知ることができれば特定の問題としては必要にして十分である」と判示する。そして、「金属組織として、フェライト中に体積率で 3%以上 20%以下のマルテンサイトおよび残留オーステナイトが混在する」との記載からその構成を知ることができるので、マルテンサイトと残留オーステナイトとの混在の割合が定められていなくとも明確性の要件に欠くところはないとする。

知財高判（2部）平成 22 年 7 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10329 号）〔溶剤等の攪拌・脱泡方法とその装置事件〕は、「『近傍』の範囲を更に数値により限定して具体的に特定しなければ、……課題を達成す

るための構成が不明瞭となるものではない」とする。

なお、平成 6 年特許法改正前の出願に係る事案ながら、知財高判（3部）平成 22 年 9 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10036 号）〔医療用器具事件〕は、同改正前においても、機能的記載が認められるとする。

(3) 訂正要件違反

訂正請求については請求項ごとに訂正の可否を判断すべきであるとの特許異議に関する最高裁の平成 20 年の判決⁽²⁹⁾による判断が示されている。

この最高裁判決を踏まえ、知財高判（2部）平成 22 年 7 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10304 号）〔光沢黒色系の包装用容器事件〕は、一部の請求項に係る訂正事項が訂正の要件に合致しないことのみを理由として他の請求項に係る訂正事項を含む訂正の全部を認めないとするは許されないとし、これに反する審決を取り消している。

(4) 冒認出願

冒認出願に係る「その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願についてされたとき」との無効理由（特許法 123 条 1 項 6 号）の主張立証責任については、特許法 29 条 1 項などの規定の体裁や、発明者が特許出願の記載事項とされていること（特許法 36 条 1 項 2 号）などから、特許権者が負担するとされる⁽³⁰⁾。知財高判（3部）平成 22 年 11 月 30 日（平成 21 年（行ケ）第 10379 号）〔貝係止具と、集合貝係止具と、連続貝係止具と、ロール状連続貝係止具事件〕も同様の見解を示している。なお、同判決は、当該事案については、特許権者が真の発明者から特許を受ける権利を承継したことを立証していないとして、無効審決を維持している。

(5) 手続違反

ア 無効理由の要旨の変更

無効理由の要旨の変更（例えば、新たな無効理由の追加）は、特許法 131 条の 2 第 2 項の場合に限られる。このとき、特許権者には答弁書の機会が与えられるのが原則である（特許法 134 条 2 項本文）。

知財高判（1部）平成 22 年 1 月 26 日（平成 20 年（行ケ）第 10335 号、第 10349 号）〔地図データ作成方法及びその装置事件〕は、「相手方の防御の機会を保障するという特許法 134 条 2 項の趣旨からすれば、『要旨の変更』に該当するか否かは実質的に検討す

べきである」とする。そして、事案については、変更後の無効理由の基礎とされた証拠は既に口頭審理において提出されていたものであること、特許権者は訂正請求をする時点において無効理由の要旨の変更が生じることを認識していたことなどから、手続補正は予期に反するようなものではなく、「要旨の変更」には当たらないとした。なお、当該判決は、審判便覧に定められた書面審理通知は、特許法上の義務ではないから、当該通知をしなくとも審決が違法になるものではないと判示している。

イ 訂正請求に対する弁駁書の提出の機会の付与

無効審判において、訂正請求に対し、弁駁書の提出の機会を与えることもあれば、口頭審理において陳述の機会を与えることもある。

この点について、知財高判（1部）平成 22 年 8 月 19 日（平成 21 年（行ケ）第 10355 号）〔電磁誘導加熱を利用した加熱装置事件〕は、訂正請求に対し弁駁書の提出の機会を与えることは法定事項ではないので、そのような機会を与えなくとも直ちに違法になることはないとする。そして、口頭審理陳述要領書において訂正請求に対する意見を申し立てる機会が与えられており、何ら手続違背はないとする。

ウ 周知技術に係る証拠についての意見申立ての機会の付与

知財高判（2部）平成 22 年 7 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10357 号）〔建具用ランナー事件〕は、周知技術の補強として審決が引用する文献については、意見申立ての機会を付与しなくとも、特許法 153 条 2 項の趣旨には反しないとする。

第 2 査定系の審決取消訴訟の概況

平成 22 年の特許拒絶査定不服審判に係る審決取消訴訟の概況は、次の表のとおりである⁽³¹⁾。なお、下記表における「新規性・進歩性に関する取消事由」とは、下記「1 進歩性、及び、新規性に共通する取消事由」及び、「2 進歩性に特有の取消事由」を併せた取消事由である。

このように、知的財産高等裁判所が平成 22 年に出した特許拒絶査定不服審判に係る審決取消訴訟の判決は 123 件であった。そのうち 21% の事案（26 件）において審決が取り消された。このうち、「新規性・進歩性に関する取消事由」を根拠として審決を取り消したものは、かかる取消事由の判断が示された事案全 100 件のうちの 15 件であった。

この 21% という数字をどのように受け止めるかは百人百様であろう。「特許行政年次報告書 2010 年版〈統計・資料編〉」（特許庁ホームページ）によれば、拒絶査定不服審判において請求不成立となった審決は、毎年おおよそ 8000 件（平成 22 年度は現時点において未公表）である。したがって、出願人が特許庁（審判体）の判断に特に不服を示し、取り消しを求めたわずか約 1.6%（123 件／約 8000 件）の事案であっても、そのうちの 79% の事案において特許庁の判断が維持されていることとなる。このような事実は、拒絶査定不服審判において自らの主張が受け入れられなかった出願人が今後裁判所で争うべきか否かを決断する上で重要なポイントになるであろう。

平成 22 年における特許拒絶査定不服審判に係る審決取消訴訟では、事例判断にとどまるものが多く見受

表 2 平成 22 年の特許審決取消訴訟（査定系）の概況

部	判 決 数		出願人に有利な率 [新規性・進歩性に関する取消事由について判断がされた事案において、取消しが認められた割合]
	取 消 [新規性・進歩性に関する取消事由が認められた件数]	維 持 [新規性・進歩性に関する取消事由に理由がないとされた件数]	
1 部	24件		25% [19%]
	6件 [4件]	18件 [17件]	
2 部	41件		10% [6%]
	4件 [2件]	37件 [32件]	
3 部	31件		39% [29%]
	12件 [6件]	19件 [15件]	
4 部	27件		15% [13%]
	4件 [3件]	23件 [21件]	
合計	123件		21% [15%]
	26件 [15件]	97件 [85件]	

けられたが、36 条関係について一般論を展開する裁判例も見受けられた。例えば、サポート要件（36 条 6 項 1 号）について判示する知財高判（3 部）平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10033 号）〔性的障害の治療におけるフリバンセリンの使用事件〕、明確性要件（36 条 6 項 2 号）について判示する知財高判（3 部）平成 22 年 8 月 31 日（平成 21（行ケ）第 10434 号）〔伸縮性トップシートを有する吸収性物品事件〕である。これら裁判例は、今後の実務に影響を及ぼすことになると思われる。

なお、極めて形式的な事項について判断を誤った審決を取り消した事案も見受けられた。例えば、知財高判（2 部）平成 22 年 6 月 9 日（平成 22 年（行ケ）第 10095 号）〔CMOS イメージセンサにおけるアナログデジタル変換装置事件〕は審判請求について延長された法定期間（特許法 4 条、121 条 1 項）の末日の認定を誤った審決を取り消し、また、知財高判（4 部）平成 22 年 11 月 17 日（平成 22（行ケ）第 10191 号）〔アルミニウム溶接用二波長レーザ加工光学装置事件〕は、原出願後に頒布された刊行物に記載された事項を刊行物記載発明（特許法 29 条 1 項 3 号）と誤って判断した審決を取り消している。特許出願人としては、このような形式的な事項について誤った認定がなされることがないよう、審判段階において証拠を十分に吟味し、詳細かつ丁寧な主張を行うことが望まれる。

以下、平成 22 年の知財高裁の査定系の特許審決取消訴訟判決を適宜分類しながら、概観する。

1 進歩性、及び、新規性に共通する取消事由

この取消事由としては、発明の要旨の認定の誤り、引用発明の認定の誤り、及び、本件発明と引用発明の一致点・相違点の誤りが挙げられる。

（1）発明の要旨の認定の誤り

発明の要旨の認定は、特段の事情（特許請求の範囲の記載が一義的に理解できない、一見して誤記であることが発明の詳細な説明の記載から明らか等）がない限り、発明の詳細な説明を参酌することは許されず、特許請求の範囲の記載に基づいて行わなければならないとされている（リパーゼ事件最高裁判決⁽³²⁾）。

例えば、知財高判（4 部）平成 22 年 5 月 26 日（平成 21 年（行ケ）第 10250 号）〔プラグイン・リムーバブル・カード事件〕は、「角隅部に位置する」の技術的意義は特許請求の範囲の記載からは一義的に明らかではない

とし、発明の詳細な説明を参酌し、これを「角隅部から動かない」という意味であると解釈した。また、知財高判（4 部）平成 22 年 3 月 24 日（平成 21 年（行ケ）第 10179 号）〔ヒートセル事件〕は、請求項の記載からでは一義的に理解できないとして、発明の詳細な説明の記載を参酌して、「ポケット」の意義を解釈し、これと反する解釈を前提として本件発明と引用発明の一致点の認定を行った審決の判断は誤りであると判示した。

なお、知財高判（2 部）平 22 年 2 月 24 日（平成 21 年（行ケ）第 10139 号）〔パルス研磨技術を用いた薄い材料の化学機械研磨事件〕も発明の要旨認定に係る審決の判断を誤りであると判示した。もっとも、同事案では、「特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するに当たっては、特許出願に関する一件書類に含まれる発明の詳細な説明の記載や図面をも参酌して、その技術的意義を明らかにした上で、技術的に意味のある解釈をすべきである。」と一般的な規範を示し、「パルス状の圧力を作り出す」との用語を発明の詳細な説明の記載を参酌して解釈し、文言通りの認定を行った審決の判断は誤りであると判示した。このように特段の事情がなくとも、当然に明細書を参酌してもよいとする判断手法は、上記リパーゼ事件最高裁判決が示した規範との整合性に疑義を生じさせるものであろう⁽³³⁾。

（2）引用発明の認定の誤り

引用発明の認定は、本件発明との対比（下記「（3）一致点・相違点の認定の誤り」）を行うために行われるものである。したがって、引用発明とは主引用発明であり、その認定は、本件発明との対比に必要な内容を引用例から抽出することによって行われる⁽³⁴⁾。また、当業者が、引用例の記載及び特許出願時の技術常識に基づいて、その物ないしその物と同一性のある構成の物を入手することが可能であれば、必ずしも、当該引用例にその物の性状が具体的に開示されていることまでは求められない⁽³⁵⁾。

引用発明の認定に誤りは、一致点・相違点の認定の誤りも招来させることとなる⁽³⁶⁾。なお、副引用発明の認定の誤りは、これを主引用発明に適用する動機付けに関する認定の誤りを招来させる場合がある⁽³⁷⁾。

（3）一致点・相違点の認定の誤り

一致点・相違点の認定は、対応する構成が完全に一致しなくとも、これから共通する概念を抽出した構成

を一致点とし、具体的な差異を相違点として認定する判断手法が取られている⁽³⁸⁾。また、相違点は実質的なものであることが求められる⁽³⁹⁾。

相違点はやみくもに細分化してはならない。知財高判(3部)平成22年10月28日(平成22(行ケ)第10064号)〔被覆ベルト用基材事件〕は「審決は、発明の解決課題に係る技術的観点を考慮することなく、相違点を、ことさらに細かく分けて(本件では6個)、認定した上で、それぞれの相違点が、他の先行技術を組み合わせることによって、容易であると判断した。このような判断手法を用いると、本来であれば、進歩性が肯定されるべき発明に対しても、正当に判断されることが否定される結果を生じることがあり得る。相違点の認定は、発明の技術的課題の解決の観点から、まとまりのある構成を単位として認定されるべきであり、この点を逸脱した審決における相違点の認定手法は、適切を欠く。」と判示している。

一致点・相違点の認定に係る審決の判断の誤りをもって審決を取り消す裁判例⁽⁴⁰⁾、及び、容易想到性の誤りにも言及して審決を取り消す裁判例⁽⁴¹⁾、一方、当該相違点は容易想到であるとして審決を維持する裁判例がある⁽⁴²⁾。

2 進歩性に特有の取消事由

(1) 動機付け

動機付けとしては、概ね、次のように分類することができる。なお、同一の裁判例が異なる分類においても掲載されている理由は、複数の相違点毎に、異なる評価が加えられたことによるものである。

〔容易であるとするもの〕

① 引用例における示唆を挙げたもの⁽⁴³⁾

示唆が存在すれば、当業者が当該相違点に係る構成を適用することを十分試みるであろうことから、容易想到であると認定する際の重要なメルクマールとなる。また、特許・実用新案審査基準第Ⅱ部第2章2.5(2)においても、「④ 引用発明の内容中の示唆」が動機付けとなり得るとされている。

② 周知技術であることを挙げたもの⁽⁴⁴⁾

周知技術とは、「その技術分野において一般的に知られている技術であって、例えば、これに関し、相当多数の公知文献が存在し、又は業界に知れわたり、あるいは、例示する必要がない程度に

よく知られている技術」である(特許・実用新案審査基準第Ⅱ部第2章1.2.4(3)参照)。なお、知財高判(3部)平成22年11月30日(平成22(行ケ)第10033号)〔リチウム二次電池事件〕では、2件の特許公報の記載内容、及び、本件発明の出願日から20年前及び9年前に公開されていることを理由として、同公報に記載の技術を周知技術であると認定した審決の判断に誤りはないと判示した。

かかる技術であれば、引用発明に適用することを妨げる要因がない限り、当業者としては、その適用を試みるであろうことから容易想到であると判断される。例えば、知財高判(4部)平成19年7月19日(平成18年(行ケ)第10488号)〔駆動回路事件〕では、周知技術を引用発明の装置に適用する一般的動機付けがないわけではないが、当該装置には周知技術を適用することを妨げる事情があるとして容易想到性を否定している。なお、知財高判(2部)平成22年11月8日(平成22(行ケ)第10068号)〔携帯型無線電話装置事件〕のように、相違点に係る構成は設計事項(下記⑤)にすぎないとする前提として、当該構成が周知技術であることを認定する事案も多い。

もっとも、知財高裁第3部は、周知技術であるか否かにかかわらず、引用例における示唆等が必要であるという判断基準を採用しているものと思われる。例えば、知財高裁(3部)平成22年12月28日(平成22(行ケ)第10187号)〔伸縮可撓管の移動規制装置事件〕では、「・・が課題として周知であり、かつ、・・が周知の技術であったとしても、引用例(刊行物1)に、審決が引用した先行技術である引用発明から出発して相違点2に係る本願補正発明の構成に到達するためにしたはずであるという示唆等が記載されていたと解することはできない。」と判示している⁽⁴⁵⁾。しかし、単なる公知の技術ではなく、周知となった技術についてまで、示唆等がなければその適用が容易でないとし進歩性を肯定することは、従来型装置に周知技術を適用しただけの発明であっても安易に進歩性を肯定する結果を招来させるものであり、かかる基準をもとに進歩性を判断することは適切であるとは思われない。同事案では、引用発明が採用した課題解決手段と相容れない(もしくは、相容れ

ないおそれのある) 周知技術に係る構成を引用発明に適用することは阻害されていると判示すべきであったと思われる。

③ 技術分野, 課題, 作用機能の共通性を挙げたものの⁽⁴⁶⁾

技術分野, 課題, 作用機能の共通性は, 特許・実用新案審査基準第Ⅱ部第2章2.5(2)①ないし③において, 動機付けとなり得るものとして挙げられている。

課題については, 引用例中に具体的に記載されていることまで求められるものではなく, 一般的な(自明な)課題, 内在されている課題であることをもって, 当該引用例における課題であると認定した裁判例がある⁽⁴⁷⁾。

④ 技術分野や課題の共通性(上記③)と周知技術(上記②)であることを挙げたもの⁽⁴⁸⁾。

上記②ないし③のみで容易であることを認定することなく, これを組合せて容易であると判示する裁判例が多数見受けられる。これは, 知財高裁において, 容易想到性に関する判断を慎重に行っていることの表れである。例えば, 知財高判(4部)平成22年11月10日(平成22(行ケ)第10048号)[多開口パネル事件]は, 「引用発明と本件周知技術とは, 同じ技術分野に属しており, 技術課題にも共通するところがあるばかりか, 当業者が引用発明に本件周知技術を組み合わせることについては, 何ら阻害要因が見当たらないから, 引用発明に本件周知技術を組み合わせることで本願発明の相違点に係る構成は, 当業者が容易に採用し得ることである。」と判示している。

⑤ 当業者が適宜設定すれば足りる設計事項にすぎないことを挙げたもの⁽⁴⁹⁾

相違点に係る構成を具体的に開示する引用例が存在していなくとも, 当業者が適宜設定することができる程度の構成にすぎない場合には, 容易であると判断される。もっとも, 知財高判(2部)平成22年11月8日(平成22(行ケ)第10068号)[携帯型無線電話装置事件]のように, 相違点に係る構成が周知技術であることを認定の上, 当該構成を適用することは単なる設計事項にすぎないと判示する裁判例もある。

相違点に係る構成が数値限定の場合, 当該数値限定に臨界的意義はないことを認定した上で, 設

計事項を理由として容易であると判断する事案が多数見受けられる。例えば, 知財高判(4部)平成22年9月22日(平成22(行ケ)第10020号)[地下構造物用蓋事件]は, 相違点のうち, 傾斜面の角度を最大25度と限定した点は, 格別の技術的意義を有するものではないとし, この点は当業者が適宜決定し得る設計的事項にすぎないと判示した。

[容易でないとするもの]

上記①ないし⑤のいずれにも該当しない場合には, 容易でないと判断される。引用例には示唆がないことに言及する裁判例が多い⁽⁵⁰⁾。例えば, 知財高判(1部)平成22年10月12日(平成21(行ケ)第10330号)[経皮的薬剤配達装置事件]は, 引用発明から本件発明の構成に至るためには, 3つのステップが必要であるところ, 副引用例には, 2つ目, 及び, 3つ目のステップに関する記載ないし示唆が全く認められないことから, 容易ではないと判示し, これに反する認定を行った審決を取り消した。

なお, 知財高裁(3部)平成22年12月28日[エレベータのトラクションシブ事件]は, 相違点に係る構成を開示する引用文献記載の技術は, 主引用発明の解決課題を全く想定していないことを理由として, かかる文献記載の技術を主引用発明に適用することは困難であるとし, 「想定していない」という表現によって, 示唆がない旨判示している。

(2) 阻害事由

阻害事由とは2つの内容で用いられている。1つ目は, 主たる引用発明に対し, 相違点に係る構成を開示する他の引用例を適用することを肯定する方向の具体的事実と矛盾はしないものの, 適用することが容易であることの推論を妨げる事由である。2つ目は, かかる適用を行った場合に, 主たる引用発明の目的を実現できなくなる事由であり, 前者と異なり, 当該事由は他の引用例を適用することを肯定する方向の具体的事実と両立しない事由である⁽⁵¹⁾。

前者における阻害事由を根拠として審決の判断を誤りと判示した裁判例としては, 知財高判(3部)平成22年3月30日(平成21年(行ケ)第10144号)[テアニン含有組成物事件]がある。同事案では, 自律神経系の作用と中枢神経系の作用は区別して認識されるのが技術常識であることを認定し, 引用発明(自律神経系に作用)と他の引用発明(中枢神経系に作用)とは

技術分野が異なる以上、当業者は両引用発明を適用することは考えないというべきであるとして阻害要因を構成すると判示した。

また、後者における阻害事由を根拠として審決の判断を誤りと判示した裁判例としては、知財高判（4 部）平成 22 年 3 月 24 日（平成 21 年（行ケ）第 10179 号）〔ヒートセル事件〕がある。

（3）顕著な効果

顕著な効果を理由として進歩性を基礎付けようとする主張は多数の事案で行われている。

しかし、同主張が認められるためには、当該効果が当業者において当該発明の構成のものとして予想することができない効果であることが求められ（東高判平成 15 年 11 月 27 日（平成 13 年（行ケ）第 409 号〔ケラチン繊維の酸化染色組成物事件〕）、また、その効果の厳密な予測までは求められないことから⁽⁵²⁾、ハードルが非常に高く、これに基づき進歩性が肯定される事案は少ない。例えば、知財高判（2 部）平成 22 年 9 月 29 日（平成 21（行ケ）第 10365 号）〔水晶体超音波吸引針事件〕は、本件発明の構成を当業者が容易に想到し得た以上、当該構成から生じる効果についても、通常、当業者が容易に予測できる範囲内のものと認められ、これを覆す証拠はないと判示した。

顕著な効果を根拠として審決の判断を誤りと判示した裁判例としては、知財高判（3 部）平成 22 年 7 月 15 日（平成 21（行ケ）第 10238 号）〔日焼け止め剤組成物事件〕がある。同事案では、明細書の一行記載から、実験結果の補充を認めるとともに、顕著な作用効果を奏することが認められるとして進歩性が肯定された。また、知財高判（2 部）平成 22 年 12 月 6 日（平成 21（行ケ）第 10366 号）〔高強度無方向性電磁鋼板事件〕は、本件発明の出願日当時、引用発明の構成から、相違点に係る構成とした場合に、磁気特性及び疲労強度特性の双方を獲得し得るか否かは、当業者においても容易に予測し難い事柄であったとして、容易想到であったとした審決を取り消した。

3 上記以外の取消事由

（1）補正要件違反

ア 新規事項の追加

知財高判（1 部）平成 22 年 6 月 22 日（平成 21 年（行ケ）第 10303 号）〔携帯電話端末事件〕は、新規事項の追加の禁止を規定する法 17 条の 2 第 3

項の「明細書」又は「図面・・・に記載した事項」とは、「当業者によって、明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、補正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は『明細書又は図面に記載した事項の範囲内において』するものといえることができると解すべきである。」と規範を示し、新規事項の追加に係る審決の判断を誤りと判示した⁽⁵³⁾。なお、上記規範は、除くクレーム事件大合議判決⁽⁵⁴⁾において示された規範であり、新規事項の追加に該当するか否かは、同規範に従い判断される。

イ 特許請求の範囲の減縮に該当しない

知財高判（3 部）平成 22 年 10 月 28 日（平成 22（行ケ）第 10117 号）〔自動装着機の作動方法事件〕は、「特許請求の範囲の減縮」は限定的減縮（平成 14 年改正前特許法 17 条の 2 第 4 項 2 号（現行特許法 17 条の 2 第 5 項 2 号））でなければならぬところ、本件補正に係る新請求項は、旧請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を単に限定しただけではなく、新たな技術的事項を付け加えていることから、「特許請求の範囲の減縮」に当たらないとした審決の判断に誤りはないと判示した。

（2）記載要件違反

ア 実施可能要件

実施可能要件の充足性は、技術常識をも踏まえて、当業者が実施することができるかを基準にして判断される⁽⁵⁵⁾。

知財高判（1 部）平成 22 年 6 月 29 日（平成 21（行ケ）第 10222 号）〔情報処理装置事件〕は、技術常識を踏まえて本件明細書の記載を検討すれば、「請求項のネストレベルの深さ」というクレーム文言は明確であり、実施可能であると認められることから、これに反する認定を行った審決の判断は誤りであると判示した。

イ サポート要件

サポート要件違反は、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識でき

る範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討することにより判断される⁽⁵⁶⁾。

知財高判（3部）平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10033 号）〔性的障害の治療におけるフリバンセリンの使用事件〕は、サポート要件の充足性は、特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明の記載の範囲と対比して、前者の範囲が後者の範囲を超えているか否かを必要かつ合目的な解釈手法によって判断すれば足りるとし、明細書において薬理的又は臨床的な検証に関するデータが記載されていることをもってサポート要件違反を認定した審決の判断は誤りとした。なお、被告特許庁は、知財高裁大合議判決（知財高判平成 17 年 11 月 11 日（平成 17 年（行ケ）第 10042 号）〔偏光フィルムの製造法事件〕）を根拠として、医薬品の用途発明である本件発明では、薬理的検証データ等が明細書に記載されていなければサポート要件違反を構成すると主張したが、知財高裁は同主張を明確に排斥した。

ウ 明確性要件

明確性要件は、特許請求の範囲の記載だけでなく、明細書の記載、さらには、当業者の技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かにより判断される⁽⁵⁷⁾。

知財高判（1部）平成 22 年 6 月 29 日（平成 21 年（行ケ）第 10222 号）〔情報処理装置事件〕は、クレーム文言を抜き出して、これが明確か否か判断すべきではなく、請求項の記載全体をもって明確か否かを判断しなければならないとし審決の判断は誤りであると判示した。また、知財高判（3部）平成 22 年 8 月 31 日（平成 21 年（行ケ）第 10434 号）〔伸縮性トップシートを有する吸収性物品事件〕は、特許請求の範囲の記載に、発明に係る機能、特性、解決課題ないし作用効果との関係での技術的意味が示されていることを求めることは、実施可能要件（特許法 36 条 4 項）を判断するに際して考慮することはともかくとして、明確性要件（特許法 36 条 6 項 2 号）を判断するに際し考慮することは許されないとして、審決の判断は誤りであ

ると判示した⁽⁵⁸⁾。

（3） 手続違反

- ① 手続違反としては、意見を述べる機会付与（特許法 159 条 2 項、50 条）について争われることが多い。

知財高裁（3部）平成 22 年 11 月 30 日（平成 22 年（行ケ）第 10124 号）〔コリオリ流量計の本質的に安全な信号調整装置事件〕は、「意見書提出の機会を与えなくとも手続の公正及び当事者（請求人）の利益を害さない等の特段の事情が存するか否かは、容易想到性の有無に関する判断であれば、本願発明が容易想到とされるに至る基礎となる技術の位置づけ、重要性、当事者（請求人）が実質的な防御の機会を得ていたかなど諸般の事情を総合的に勘案して、判断すべきである。」との規範を示した。また、知財高判（3部）平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10150 号）〔ビタミン K2 高含有白色系鶏卵の生産方法事件〕は、相違点に係る容易想到性の判断に関連する理由付けに関して、拒絶理由通知又は拒絶査定において示された理由付けを付加変更した部分が含まれている場合であっても、付加変更した部分が、当業者において、先行技術を理解し、新たな発明をしようとする上で周知の事項であり、請求人に対して意見を述べる機会を付与しなくとも、手続の公正を害さないと認められる事情が存する場合には、意見を述べる機会を付与しなくても、直ちに違法となるものとはいえないと判示した。

なお、知財高判（4部）平成 22 年 11 月 17 日（平成 22 年（行ケ）第 10191 号）〔アルミニウム溶接用二波長レーザー加工光学装置事件〕は、「審決取消訴訟において、審判の手続で審理判断された刊行物記載の発明との対比における進歩性の有無を認定して審決の適法、違法を判断するにあたり、審判の手続には現れていなかった資料に基づき当業者の特許出願当時における技術常識を認定し、これによって同発明の持つ意義を明らかにすることは許されるとしても（最高裁昭和 54 年（行ツ）第 2 号同 55 年 1 月 24 日第一小法廷判決・民集 34 卷 1 号 80 頁参照）、刊行物記載の発明と公知技術との組合せにより容易に発明できたという理由を、技術常識の名の下に刊行物記載の発明から容易に発明できたという理由に差し替えることが許される

とまで解することはできない。」と判示した。

- ② 審判請求について延長された法定期間（特許法 4 条, 121 条 1 項）の末日の認定を誤っているとした裁判例として、知財高判（2 部）平成 22 年 6 月 9 日（平成 22 年（行ケ）第 10095 号）〔CMOS イメージセンサにおけるアナログデジタル変換装置事件〕がある。

（4）理由不備

知財高判（3 部）平成 22 年 8 月 31 日（平成 21（行ケ）第 10289 号）〔蛍光 X 線分光システム事件〕は、相違点として認定すべき構成を誤って一致点としても認定し（一致点の認定が誤記であることは被告特許庁も認めている）、かつ、当該構成は一致点であるとする誤った認定を前提として容易想到性の判断を行った審決は、相違点に係る構成すべてについて容易想到性の判断を示すものではないとして、理由不備を理由としてこれを取り消した。

また、知財高裁（3 部）平成 22 年 12 月 28 日判決（平成 22（行ケ）第 10229 号）〔プラスチック成形品の成形方法事件〕は、主引例に周知技術を適用し相違点に係る構成に想到することが容易であるかを検討すべきであったにもかかわらず、逆に、周知技術に主引例を適用して相違点に係る構成が容易想到であると述べる審決の論理付けでは、審決書に理由が記載されているとはいえないとして審決を取り消した。

（5）延長登録

知財高判（2 部）平成 22 年 12 月 22 日（平成 21（行ケ）第 10062 号）〔急速崩壊性多粒子状錠剤事件〕は、延長登録出願を拒絶した審決を取り消した。審決は、医薬品についての処分が特許発明の実施に必要であった（特許法 67 条の 3 第 1 項 1 号）というためには、少なくともその処分によって特定される「物」すなわち「有効成分」が特許発明の構成要件として明確に特定されていることを要すると判断したが、知財高裁は、「物」（または「物及び用途」）が当該特許発明に含まれるものであることが、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」に基づいて認識できれば足りると判示した。

以上

注

- (1) いわゆる当事者系の審決に係る取消訴訟について、川田が担当し、いわゆる査定系の審決に係る取消訴訟について、井上が担当した。

(2) 平成 22 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に言い渡された判決で裁判所ホームページの「知的財産裁判例集」に掲載されたものを筆者（川田）において分析した。具体的には、裁判所ホームページの「知的財産裁判例集」の「判例検索システム」において、平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までを対象期間とし、「行政訴訟」を訴訟類型として選択し、「無効審判」をキーワードとして検索をした。このようにして検索した判決に係る審決の理由と判決の結論とを確認し、分類した。審決の理由の読み誤りや、数え違いなどがないように万全を期したが、あくまでも概況を示すにとどまることを御留意いただきたい。

(3) 知財高判（3 部）平成 21 年 1 月 28 日（平成 20 年（行ケ）第 10096 号）〔回路用接続部材事件〕（なお、同事件は、拒絶査定不服審判の審決に係る。）、知財高判（3 部）平成 21 年 3 月 25 日（平成 20 年（行ケ）第 10153 号）〔任意の側縁箇所から横裂き容易なエアセルラー緩衝シート事件〕など。近時、知財高判（3 部）平成 22 年 9 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10036 号）〔医療用器具事件〕において、同旨の判示がされている。

(4) 平成 5 年改正前特許法が適用され、訂正無効審判の余地がある事案については、最判平成 11 年 3 月 9 日（平成 7 年（行ツ）第 204 号）民集 53 卷 3 号 303 頁〔大径角形鋼管の製造方法〕。平成 5 年改正後特許法が適用され、訂正無効審判が廃止された事案については、最判平成 11 年 4 月 22 日（平成 10 年（行ツ）第 81 号）判例時報 1675 号 115 頁〔六本ロールカレンダーの構造及び使用方法〕。

(5) 例えば、知財高判（2 部）平成 22 年 3 月 17 日（平成 21 年（行ケ）第 10181 号）〔分岐管の接続装置事件〕。

(6) 東京高判平成 14 年 11 月 14 日（平成 11 年（行ケ）376 号）判例時報 1811 号 120 頁〔建築物の骨組構築方法事件〕は、訂正後も請求不成立審決を取り消すことなく、訂正後の発明について判断している。同判決の判例事報の解説は、類似の事案ながら上告審係属中に訂正審決が確定した事案に係る最判平成 11 年 3 月 9 日（平成 8 年（行ツ）第 265 号）〔微少領域 X デイフラクトメーター事件〕について、「再審事由」を理由として原判決を取り消したにすぎないとする。

(7) しかし、最大判昭和 51 年 3 月 10 日（昭和 42 年（行ツ）第 28 号）民集 30 卷 2 号 79 頁〔メリヤス編機事件〕は、審決取消訴訟における新たな無効理由の提出は許されないとする。そうすると、訂正により追加された新たな

構成について、原告（請求人）が新たな公知発明に基づく無効理由の主張をすることは妨げられてしまう。その結果、新たな無効審判請求を惹起するおそれもあり、本文の知財高裁の判断には疑問がなくはない。

(8) 本文に掲げたもののほか、引用発明の認定に誤りがあるとするとするものとして、例えば、知財高判（3部）平成 22 年 10 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10024 号）〔遊技機事件〕など。

(9) 知的財産裁判実務研究会編『知的財産訴訟の実務』（法曹会、平成 22 年）251 頁〔田中孝一〕は、引用例において特許発明の実施可能要件のようなものが必要であるわけではないとする。

(10) 知財高判（3部）平成 22 年 11 月 30 日（平成 22 年（行ケ）第 10096 号、第 10161 号）〔ショーツ、水着等の衣料事件〕は、相違点を明確に認定しない審決の判断方法は相当でないが、原告（請求人）が審判請求において無効理由の主張を論理的に明確にしていなかったとの事情を考慮して、無効理由にまでは当たらないとする。

(11) 例えば、知財高判（1部）平成 22 年 12 月 14 日（平成 22 年（行ケ）第 10129 号）〔携帯型歯面爪面清掃研磨器事件〕は、相違点に関する構成が、引用例からも、周知技術からも認められないとして、請求不成立の審決を維持している。また、知財高判（3部）平成 22 年 12 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10370 号）〔ケミカルメカニカルポリシングの操作をインシチュウでモニタするための操作及び方法事件〕は、相違点に係る構成について、引用例に記載も示唆もなく、単なる設計の事項であるとも認められないとして、請求不成立の審決を維持している。

(12) 例えば、知財高判（3部）平成 21 年 1 月 28 日（平成 20 年（行ケ）第 10096 号）〔回路用接続部材事件〕など。

(13) 例えば、知財高判（2部）平成 22 年 2 月 24 日（平成 21 年（行ケ）第 10231 号）〔地下タンクの構造事件〕は、技術分野及び課題の共通性から動機付けが認められるとする。知財高判（2部）平成 22 年 10 月 13 日（平成 21 年（行ケ）第 10371 号）〔磁気ヘッド用基板事件〕、及び、知財高判（2部）平成 22 年 12 月 13 日（平成 22 年（行ケ）第 10120 号）〔ゴルフボール事件〕も同様である。

なお、知財高判（3部）平成 22 年 12 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10070 号）〔医療器具を挿入し、その後保護する安全装置事件〕は、本件発明の直接の課題と引用発明の課題とが相違するとしても、本件発明が引用発明の課題を当然の前提としているとして、動機付けがないとはいえないとする。

(14) 例えば、知財高判（2部）平成 22 年 2 月 26 日（平成 21 年（行ケ）第 10167 号）〔携帯電話機事件〕、知財高判（1部）平成 22 年 4 月 27 日（平成 21 年（行ケ）第 10273 号）〔冷却システム事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 5 月 26 日（平成 21 年（行ケ）第 10295 号）〔非接触 ID 識別装置用の巻線型コイルと IC チップとの接続構造及びこれを構成する接続方法事件〕、知財高判（3部）平成 22 年 5 月 27 日（平成 21 年（行ケ）第 10255 号）〔パイプ組立式収納棚事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 7 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10293 号）〔テレビジョン番組リストのユーザーインタフェース事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 7 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10294 号）〔テレビジョン番組リストのユーザーインタフェース事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 9 月 15 日（平成 22 年（行ケ）第 10038 号）〔納豆菌培養エキス事件〕、知財高判（1部）平成 22 年 11 月 18 日（平成 21 年（行ケ）第 10096 号）〔有機エレクトロルミネッセンス素子事件〕など。

(15) 知財高判（2部）平成 22 年 3 月 29 日（平成 21 年（行ケ）第 10142 号）〔粉粒体の混合及び微粉除去方法並びにその装置事件〕は、「示唆」という用語は用いてはいないが、引用発明自体から設計の変更をする動機付けが認められるとする。

(16) 例えば、知財高判（4部）平成 22 年 3 月 3 日（平成 21 年（行ケ）第 10133 号）〔杭埋込装置及び基礎用杭の埋込方法事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 3 月 10 日（平成 20 年（行ケ）第 10467 号）〔遊技機事件〕、知財高判（2部）平成 22 年 3 月 17 日（平成 21 年（行ケ）第 10191 号）〔グレーチング事件〕、知財高判（2部）平成 22 年 3 月 24 日（平成 21 年（行ケ）第 10185 号）〔メロディのデータの提供方法事件〕、知財高判（1部）平成 22 年 4 月 20 日（平成 21 年（行ケ）第 10111 号）〔ビルの解体工法事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 6 月 23 日（平成 21 年（行ケ）第 10312 号）〔エアバッグ用ガス発生器及びエアバッグ装置事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 7 月 21 日（平成 21 年（行ケ）第 10271 号）〔工用防水型ソケットの製造方法事件〕、知財高判（2部）平成 22 年 7 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10357 号）〔建具用ランナー事件〕、知財高判（2部）平成 22 年 9 月 1 日（平成 21 年（行ケ）第 10333 号）〔足場板と建枠の兼用ケレン装置事件〕、知財高判（3部）平成 22 年 9 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10344 号）〔打込機事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 11 月 17 日（平成 21 年（行ケ）第 10253 号）〔ハードゼラチンカプセル及びハードゼラチンカプセルの製造方法事件〕、知財

高判（2部）平成 22 年 11 月 29 日（平成 22 年（行ケ）第 10060 号）〔遺体の処置装置事件〕、知財高判（3部）平成 22 年 12 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10126 号）〔デジタル地図情報提供方法、デジタル地図情報提供システム事件〕など。

(17) 例えば、知財高判（3部）平成 22 年 5 月 27 日（平成 21 年（行ケ）第 10308 号）〔クロムめっき事件〕、知財高判（3部）平成 22 年 6 月 29 日（平成 21 年（行ケ）第 10386 号）〔シートベルト用ガイドアンカー事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 7 月 21 日（平成 21 年（行ケ）第 10377 号）〔流体配管システムの流路遮断方法及び管内流路遮断装置事件〕、知財高判（3部）平成 22 年 9 月 30 日（平成 22 年（行ケ）第 10046 号）〔洗濯機事件〕、知財高判（3部）平成 22 年 9 月 30 日（平成 21 年（行ケ）第 10353 号）〔食品類を内包した白カビチーズ製品及びその製造方法事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 11 月 24 日（平成 22 年（行ケ）第 10072 号）〔カッティングプロッタと該プロッタを用いたシール剤のカット方法事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 12 月 22 日（平成 22 年（行ケ）第 10167 号）〔薄板搬送収納容器用ポリカーボネート樹脂事件〕など。

なお、知財高判（4部）平成 22 年 6 月 16 日（平成 21 年（行ケ）第 10310 号）〔個人認証方法及びシステム事件〕は、「示唆」という用語は用いていないが、特許発明と引用発明の課題の相違から相違点に係る構成を採用する動機付けがないとする。

(18) 例えば、知財高判（3部）平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10265 号）〔振動型軸方向空隙型電動機事件〕において、審決は、電動機の構成の各タイプのいずれを採用するかは技術常識の範囲であり、タイプの変更に合わせて引用発明の構成を本件発明のものにすることは設計的事項の範囲であるとして本件発明には進歩性はなく無効であると判断した。これに対し、当該判決は、引用発明の構成を本件判決のものとする事自体については、引用例に示唆もなければ、周知の技術的事項ともいえないとして、審決を取り消した。知財高判（4部）平成 22 年 7 月 14 日（平成 21 年（行ケ）第 10412 号）〔炊飯器事件〕も同様である。

(19) 例えば、知財高判（4部）平成 22 年 5 月 12 日（平成 21 年（行ケ）第 10256 号）〔光照射処理装置事件〕は、原告（請求人）が課題及び相違点に係る構成は周知であると主張したのに対し、原告の主張を認めるに足る証拠はないと判断している。知財高判（4部）平成 22 年 4 月 14 日（平成 21 年（行ケ）第 10280 号）〔分析装置事件〕も

同様である。

(20) 知財高判（4部）平成 22 年 12 月 22 日（平成 19 年（行ケ）第 10059 号）〔サイクリック自動通信による電子配置システム事件〕は、「ステートマシーンによる通信制御」それ自体が当業者に周知の技術であることは認めながらも、周知の技術を適用した構成を採用することについて示唆又は動機付けがあるとはいえないとして、請求不成立とした審決の結論を維持している。

(21) 早田尚貴「審決取消訴訟における無効理由と進歩性」牧野利秋外 4 名編『知的財産法の理論と実務 第 2 巻 [特許法 [II]]』（新日本法規，平成 19 年）403 頁（416 頁）は、「現実にとどのような事実が『阻害要因』となり得るかを検討し、そうした事実の具体例をできる限り明確化することによって、今後の実務の指針としていく」ことが重要であると指摘するものの、「阻害要因」の内容については明確にしている。

(22) 例えば、知財高判（3部）平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10137 号）〔植栽用マット及びその敷設方法事件〕、知財高判（3部）平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10164 号）〔携帯型電子計算機のキャリングケース事件〕、知財高判（4部）平成 22 年 2 月 24 日（平成 21 年（行ケ）第 10186 号）〔スナップ構造事件〕など。

(23) 知財高判（1部）平成 22 年 11 月 18 日（平成 21 年（行ケ）第 10096 号）〔有機エレクトロルミネッセンス素子事件〕。

(24) 最大判昭和 51 年 3 月 10 日（昭和 42 年（行ツ）第 28 号）民集 30 卷 2 号 79 頁〔メリヤス編機事件〕。

(25) 最判昭和 55 年 1 月 24 日（昭和 54 年（行ツ）第 2 号）民集 34 卷 1 号 91 頁〔食品包装容器事件〕。

(26) 知財高判（3部）平成 22 年 12 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10370 号）〔ケミカルメカニカルポリシングの操作をインシチュウでモニタするための操作及び方法事件〕。

(27) 知財高判（大合議）平成 20 年 5 月 30 日（平成 18 年（行ケ）第 10563 号）〔感光性熱硬化性樹脂組成物及びソルダーレジストパターン形成方法事件〕。

(28) 知財高判（大合議）平成 17 年 11 月 11 日（平成 17 年（行ケ）第 10042 号）〔偏光フィルムの製造法事件〕。

(29) 最判平成 20 年 7 月 10 日（平成 19 年（行ヒ）第 318 号）民集 62 卷 7 号 1905 号〔発光ダイオードモジュールおよび発光ダイオード光源事件上告審判決〕。

(30) 従来から、松野嘉定「審決取消訴訟における主張立証責任」三宅正雄先生喜寿記念論文集刊行会編『特許争訟

の諸問題－三宅正雄先生喜寿記念』(発明協会, 昭和 61 年) 505 頁以下(特に 517 頁)などは, 特許を受ける権利を承継した事実について被請求者である特許権者が主張立証責任を負うとする。

(31) 裁判所 HP (知的財産裁判例集) において, 平成 22 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日を対象期間とし, 訴訟類型として「行政訴訟」を選択し, また, 「拒絶査定」をキーワードとして検索を行い, その全判決について検討を行った。カウントミスがないよう万全を期したが, あくまでも概況を示すにとどまることをご留意頂きたい。

(32) 最判平成 3 年 3 月 8 日 (昭和 62 年(行ツ)3 号) 民集 45 卷 3 号 123 頁。

(33) これに対し, 飯村敏明「特許出願に係る発明の要旨認定とクレーム解釈について」『知的財産法の新しい流れ－片山英二先生還暦記念論文集』(青林書院, 平成 22 年) 35 頁では, リパーゼ最高裁判決の判示部分は広い射程をもつものと理解すべきではなく, 事例判断として理解するのが妥当であると述べられている。

(34) 知財高判 (2 部) 平成 22 年 9 月 29 日 (平成 22(行ケ)第 10067 号) [顔写真付きカレンダー事件] は, 「引用発明の認定に当たっては, 本願発明との対比に必要な内容を抽出すれば足りるのであって, これと異なる構成が引用例に記載されているとしても, 抽出した引用発明の認定が誤りになるものではない」と判示している。

(35) 知財高判 (4 部) 平成 22 年 12 月 22 日 (平成 22(行ケ)第 10163 号) [経管栄養剤事件]。また, 知財高判 (1 部) 平成 22 年 10 月 12 日 (平成 22(行ケ)第 10029 号) [抗ガングリオシド抗体を産生するヒトの B リンパ芽腫細胞系事件] では, (当事者に争いが無いとして) 同様の基準を採用し, 引用例に開示がなされていると認めることができないと判示した。

(36) 知財高判 (1 部) 平成 22 年 8 月 19 日 (平成 21(行ケ)第 10422 号) [歯科用材料の製造方法事件]。

(37) 知財高判 (3 部) 平成 22 年 3 月 30 日 (平成 21 年(行ケ)第 10144 号) [テアニン含有組成物事件]。

(38) 例えば, 知財高判 (1 部) 平成 22 年 8 月 19 日 (平成 21(行ケ)第 10394 号) [情報提供システム事件] は, 「審決が, 引用発明と本件補正発明との構成要素間の対応関係を明確にするために, 引用発明の『エリア情報』と本件補正発明の『特定の情報』の共通する概念を抽出し『提供情報』と表現してこれを一致点とし, 本件補正発明の『特定の情報』と引用発明の『エリア情報』との相違については, 相違点 1 ないし 3 として認定したことは

相当である」と判示している。

(39) 例えば, 知財高判 (2 部) 平成 22 年 10 月 6 日 (平成 22 年(行ケ)第 10077 号) [健康管理システム事件] では, 「上記相違点 4 にいう事項は引用発明 1 の健康診断ネットワークシステムにおいて当然に具備すべき事項にすぎず, 当業者の技術常識を勘案すると, 相違点 4 は補正発明と引用発明 1 との間の実質的な相違点たり得ない。」と判示している。

なお, 実質的な相違点でないことを理由として, 進歩性欠如を認定するものとして, 知財高判 (1 部) 平成 22 年 11 月 18 日 (平成 22(行ケ)第 10044 号) [電子データ置換法事件] がある。

(40) 知財高判 (4 部) 平成 22 年 3 月 24 日 (平成 21 年(行ケ)第 10179 号) [ヒートセル事件]

(41) 知財高判 (1 部) 平成 22 年 9 月 21 日 (平成 22(行ケ)第 10045 号) [ポリマーの回収方法事件]

(42) 知財高判 (2 部) 平成 22 年 2 月 26 日 (平成 21 年(行ケ)第 10219 号) [パッケージ用窒素ガス噴射装置事件]。

(43) 知財高判 (1 部) 平成 22 年 2 月 2 日 (平成 20 年(行ケ)第 10384 号) [視力改善事件], 知財高判 (1 部) 平成 22 年 8 月 19 日 (平成 21(行ケ)第 10350 号) [フットボールシューズ事件], 知財高判 (2 部) 平成 22 年 9 月 29 日 (平成 21(行ケ)第 10398 号) [液体検体収集システム事件], 知財高判 (1 部) 平成 22 年 10 月 12 日 (平成 21(行ケ)第 10362 号) [ディスプレイ装置事件], 知財高判 (3 部) 平成 22 年 10 月 28 日 (平成 22(行ケ)第 10050 号) [バチルス・リチエニフォルミス PWD-1 のケラチナーゼをコードしている DNA 事件]。

(44) 例えば, 知財高判 (3 部) 平成 22 年 1 月 28 日 (平成 21 年(行ケ)第 10154 号) [医療用物品事件], 知財高判 (1 部) 平成 22 年 2 月 9 日 (平成 21 年(行ケ)第 10103 号) [色画像表示スクリーン形成用液晶表示装置事件], 知財高判 (4 部) 平成 22 年 2 月 10 日 (平成 21 年(行ケ)第 10232 号) [発電装置事件], 知財高判 (2 部) 平成 22 年 2 月 24 日 (平成 21 年(行ケ)第 10139 号) [パルス研磨技術を用いた薄い材料の化学機械研磨事件], 知財高判 (1 部) 平成 22 年 3 月 18 日 (平成 21 年(行ケ)第 10117 号) [デジタル映像コンテンツの配信システム事件], 知財高判 (2 部) 平成 22 年 3 月 24 日 (平成 21 年(行ケ)第 10291 号) [電子制御装置事件], 知財高判 (2 部) 平成 22 年 3 月 24 日 (平成 21 年(行ケ)第 10346 号) [遊戯具シーソー事件], 知財高判 (2 部) 平成 22 年 3 月 24 日 (平成 21 年(行ケ)第 10288 号) [指導装置事件], 知財高

判（4部）平成 22 年 8 月 4 日（平成 21（行ケ）第 10376 号）〔X線撮影装置事件〕，知財高判（4部）平成 22 年 8 月 9 日（平成 21（行ケ）第 10432 号）〔バッチ配送システムにおけるバッチの最大化方法事件〕，知財高判（1部）平成 22 年 8 月 19 日（平成 21（行ケ）第 10342 号）〔液体微量吐出用ノズルユニット事件〕，知財高判（1部）平成 22 年 8 月 19 日（平成 21（行ケ）第 10394 号）〔情報提供システム事件〕，知財高判（1部）平成 22 年 9 月 28 日（平成 21（行ケ）第 10415 号）〔メタルマスク事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 9 月 29 日（平成 22（行ケ）第 10067 号）〔顔写真付きカレンダー事件〕，知財高判（1部）平成 22 年 10 月 12 日（平成 22（行ケ）第 10010 号）〔パッケージ連続成形事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 10 月 25 日（平成 21（行ケ）第 10421 号）〔炉およびその炉を用いた酸素供給式燃焼システム事件〕，知財高判（1部）平成 22 年 10 月 26 日（平成 22（行ケ）第 10059 号）〔すくい具事件〕，知財高判（4部）平成 22 年 10 月 27 日（平成 22（行ケ）第 10071 号）〔数式編集システム事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 11 月 8 日（平成 22（行ケ）第 10049 号）〔携帯型無線電話装置事件〕，知財高判（4部）平成 22 年 11 月 10 日（平成 22（行ケ）第 10108 号）〔両親媒性複合体事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 12 月 6 日（平成 22（行ケ）第 10084 号）〔磁気カード読み取りシステム事件〕，知財高判（4部）平成 22 年 12 月 8 日（平成 22（行ケ）第 10125 号）〔電子商店における商品陳列決定装置事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 12 月 22 日（平成 22（行ケ）第 10159 号）〔エネルギー案内鎖事件〕，知財高判（3部）平成 22 年 12 月 28 日（平成 22（行ケ）第 10123 号）〔CMOS インターフェース回路事件〕，知財高判例（3部）平成 22 年 12 月 28 日（平成 22（行ケ）第 10208 号）〔橋梁におけるコンクリート床版裏面の捕集構造事件〕。

(45) 知財高判（3部）平成 22 年 6 月 29 日（平成 21 年（行ケ）第 10257 号）〔リニアモータユニット事件〕も同様の言い回しをしている。

(46) 知財高判（2部）平成 22 年 1 月 29 日（平成 21 年（行ケ）第 10174 号）〔帯状具係止具事件〕，知財高判（4部）平成 22 年 3 月 17 日（平成 21 年（行ケ）第 10207 号）〔呼び子付喘息治療薬吸入器事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 4 月 19 日（平成 21 年（行ケ）第 10268 号）〔ソースダウンパワートランジスタ事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 4 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10163 号）〔プロセス自動化システム事件〕，知財高判（4部）平成 22 年 7 月

21 日（平成 22（行ケ）第 10086 号）〔展示物支持具事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 7 月 28 日（平成 21（行ケ）第 10382 号）〔ゴルフティ事件〕，知財高判（3部）平成 22 年 8 月 31 日（平成 21（行ケ）第 10437 号）〔発光ブロック事件〕，知財高判（1部）平成 22 年 9 月 28 日（平成 21（行ケ）第 10415 号）〔メタルマスク事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 10 月 6 日（平成 22（行ケ）第 10077 号）〔健康管理システム事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 12 月 20 日（平成 22（行ケ）第 10128 号）〔エンジン事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 12 月 22 日（平成 22（行ケ）第 10147 号）〔バイオセンサ事件〕。

(47) 一般的課題であると判示するものとして，知財高判（4部）平成 22 年 3 月 17 日（平成 21 年（行ケ）第 10207 号）〔呼び子付喘息治療薬吸入器事件〕。自明な課題であると判示するものとして，知財高判（4部）平成 22 年 3 月 24 日（平成 21 年（行ケ）第 10123 号）〔ベルト伝動装置事件〕。内在されている課題であると判示するものとして，知財高判（4部）平成 22 年 7 月 21 日（平成 22（行ケ）第 10086 号）〔展示物支持具事件〕。

(48) 例えば，知財高判（4部）平成 22 年 2 月 17 日（平成 21 年（行ケ）第 10151 号）〔ティッシュペーパー収納箱事件〕では，技術分野及び課題の共通性に，技術常識（周知技術）をも加味して動機付けを認めた。同様の認定を行うものとして，知財高判（2部）平成 22 年 2 月 26 日（平成 21 年（行ケ）第 10223 号）〔電子捕獲型検出器事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 4 月 26 日（平成 21 年（行ケ）第 10301）〔クリーナ用粘着式ローラ事件〕，知財高判（3部）平成 22 年 4 月 27 日（平成 21 年（行ケ）第 10147 号）〔高性能薄膜構造用ヒロック・フリー多層メタル線事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 5 月 19 日（平成 21 年（行ケ）第 10311 号）〔ミキシングエレメント事件〕，知財高判（4部）平成 22 年 7 月 14 日（平成 21（行ケ）第 10397 号）〔トロコイドポンプ事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 10 月 6 日（平成 22（行ケ）第 10077 号）〔健康管理システム事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 11 月 1 日（平成 22（行ケ）第 10035 号）〔ガラタミン及び甘味剤を含む経口液剤事件〕，知財高判（4部）平成 22 年 11 月 10 日（平成 22（行ケ）第 10048 号）〔多開口パネル事件〕。

(49) 例えば，知財高判（3部）平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10154 号）〔医療用物品事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 2 月 24 日（平成 21 年（行ケ）第 10399 号）〔活性成分の即開放性を有する高純度配合物の経口フルダラ事件〕，知財高判（2部）平成 22 年 2 月 26 日

(平成 21 年(行ケ)第 10219 号)〔パッケージ用窒素ガス噴射装置事件〕, 知財高判(1 部)平成 22 年 3 月 2 日(平成 21 年(行ケ)第 10192 号)〔売買データ処理装置事件〕, 知財高判(2 部)平成 22 年 3 月 8 日(平成 21 年(行ケ)第 10068 号)〔機能拡張装置および記録媒体事件〕, 知財高判(1 部)平成 22 年 3 月 11 日(平成 21 年(行ケ)第 10165 号)〔回転ペダル付椅子事件〕, 知財高判(4 部)平成 22 年 3 月 24 日(平成 21 年(行ケ)第 10123 号)〔ベルト伝動装置事件〕, 知財高判(2 部)平成 22 年 3 月 24 日判決(平成 21 年(行ケ)第 10212 号)〔電子証券発行システム事件〕, 知財高判(2 部)平成 22 年 3 月 31 日(平成 21 年(行ケ)第 10247 号)〔視界器具可変方向性事件〕, 知財高判(4 部)平成 22 年 5 月 26 日(平成 21 年(行ケ)第 10250 号)〔プラグイン・リムーバブル・カード事件〕, 知財高判(4 部)平成 22 年 5 月 26 日(平成 21 年(行ケ)第 10319 号)〔毛髪トリートメント事件〕, 知財高判(4 部)平成 22 年 9 月 22 日(平成 22(行ケ)第 10020 号)〔地下構造物用蓋事件〕, 知財高判(1 部)平成 22 年 9 月 28 日(平成 21(行ケ)第 10415 号)〔メタルマスク事件〕, 知財高判(2 部)平成 22 年 10 月 13 日(平成 22(行ケ)第 10074 号)〔背骨曲がりズレ補整補助器具事件〕, 知財高判(2 部)平成 22 年 11 月 8 日(平成 22(行ケ)第 10068 号)〔携帯型無線電話装置事件〕, 知財高判(4 部)平成 22 年 12 月 8 日(平成 22(行ケ)第 10125 号)〔電子商店における商品の陳列決定装置事件〕, 知財高判(2 部)平成 22 年 12 月 22 日(平成 22(行ケ)第 10147 号)〔バイオセンサ事件〕。

(50)知財高判(4 部)平成 22 年 1 月 20 日(平成 21 年(行ケ)第 10134 号)〔抗酸化剤事件〕, 知財高判(3 部)平成 22 年 3 月 30 日(平成 21 年(行ケ)第 10144 号)〔テアニン含有組成物事件〕, 知財高判(3 部)平成 22 年 5 月 27 日(平成 21 年(行ケ)第 10361 号)〔耐油汚れの評価方法事件〕, 知財高判(3 部)平成 22 年 6 月 29 日(平成 21 年(行ケ)第 10257 号)〔リニアモータユニット事件〕, 知財高判(4 部)平成 22 年 8 月 4 日(平成 21(行ケ)第 10376

号)〔X線撮影装置事件〕, 知財高判(1 部)平成 22 年 10 月 12 日(平成 21(行ケ)第 10330 号)〔経皮的薬剤配達装置事件〕, 知財高判(3 部)平成 22 年 12 月 28 日(平成 22(行ケ)第 10187 号)〔伸縮可撓管の移動規制装置事件〕。

- (51)相田義明「進歩性の判断構造についての一考察」特許懇 255 号(平成 21 年)72 頁。
- (52)知財高判(1 部)平成 22 年 10 月 12 日(平成 21(行ケ)第 10362 号)〔電磁波遮蔽積層体およびこれを用いたディスプレイ装置事件〕。
- (53)その他には, 知財高判(3 部)平成 22 年 5 月 27 日(平成 21 年(行ケ)第 10321 号)〔ゲーム情報供給装置事件〕, 知財高判(3 部)平成 22 年 10 月 28 日(平成 22(行ケ)第 10064 号)〔被覆ベルト用基材事件〕がある。
- (54)知財高判平成 20 年 5 月 30 日(平成 18 年(行ケ)第 10563 号)〔感光性熱硬化性樹脂組成物及びビソルダレジストパターン形成方法事件〕。
- (55)例えば, 知財高判(2 部)平成 22 年 3 月 29 日(平成 21 年(行ケ)第 10042 号)〔高効率熱サイクル装置事件〕, 知財高判(3 部)平成 22 年 3 月 30 日(平成 21 年(行ケ)第 10158 号)〔局所微量栄養素送達システム事件〕等において同取消事由が主張された。
- (56)知財高判(4 部)平成 22 年 1 月 20 日(平成 21 年(行ケ)第 10134 号)〔抗酸化作用を有する組成物からなる抗酸化剤事件〕。
- (57)知財高判(3 部)平成 22 年 8 月 31 日(平成 21(行ケ)第 10434 号)〔伸縮性トップシートを有する吸水性物品事件〕。
- (58)その他, 明確性要件の認定に係る審決の判断を誤りであると判示した裁判例としては, 知財高判(2 部)平成 22 年 3 月 24 日(平成 21 年(行ケ)第 10346 号)〔遊戯具シーソー事件〕, 知財高判(3 部)平成 22 年 5 月 27 日(平成 21 年(行ケ)第 10321 号)〔ゲーム情報供給装置事件〕がある。

(原稿受領 2011. 1. 31)